

業務仕様書（国民健康保険）

委託業務については、本仕様書の定めるところによる。

1. 業務名

「国民健康保険診療報酬明細書点検等業務（訪問看護・重複多受診等）委託」

2. 目的

レセプト点検業務のうち、内容点検（再審査請求事務）を業務委託し、医療費の適正化を図ることを目的とする。

3. 対象

（1）対象レセプト

酒田市国民健康保険被保険者の、訪問看護、重複診療及び服薬等（以下「多受診・多剤」という。）のレセプト（訪問看護については電子レセプト。多受診・多剤については紙レセプト。）で、令和6年4月から令和7年3月まで酒田市で受領したレセプトを対象とする。

（2）委託料の算出方法

レセプトの予定件数は、訪問看護500件／年、重複多受診・服薬6,000件／年として委託料を算出する。

4. 委託期間

契約の日から令和7年3月31日までとする。

5. 委託業務内容

（1）国民健康保険に係るレセプト点検業務

① レセプト点検業務

ア 訪問看護の請求レセプトの点検精査を行う。

イ レセプト管理システムの使用端末は2台とし、酒田市が提供、管理する。

ウ 再審査依頼は、レセプト管理システムの再審査申出に係る情報をシステムに入力する。

エ 業務を行う9月、翌年3月の業務終了後に、「委託業務完了報告書」「請求書」等を、翌月10日まで提出する。

② 重複多受診者及び重複服薬者のレセプト点検業務

1ヶ月に15日以上受診し、標榜4科以上を受診している方、同一月内の処方薬数15剤以上に該当する方のリストから酒田市が必要と認めたレセプト等を抽出する。

6. 業務の履行場所

業務は、酒田市船場町二丁目1番31号 酒田市民健康センター別館2階にて行う。

7. 作業の期間

レセプト点検は、9月、翌年3月の年二回行う。作業の期間、日時は、両者で調整を行い決定する。

8. 業務要員の遵守事項及びその徹底

(1) 守秘義務

- ① 業務を通じて知り得た事項及びレセプト等に記載されたいかなる情報も第三者に漏らさないこと。この契約が終了し又は解除された後も同様とする。
- ② レセプト情報の点検目的以外の使用及び第三者への提供を禁ずる。

(2) レセプト等の取り扱い

- ① レセプト等の取り扱いは、慎重かつ丁寧に行い、汚損、破損、遺棄、紛失のないよう、細心の注意をもって行うこと。
- ② 酒田市の要請によらないレセプト等の原本及び複写物の作業場所以外への持ち出しは、厳に禁止する。
- ③ レセプト等の原本及び複写物に関して、一切廃棄を行わないこと。

(3) その他の遵守事項

- ① 受託者は、業務の主任者を配置し、業務の進行管理について適切に管理すること。
- ② 業務要員が作業を行う場合は、業務要員であることがわかるようにすること。(名札等)
- ③ 関係者以外は、作業場所に一切立ち入らせないこと。
- ④ 再委託は禁止する。

なお、上記(1)～(3)の遵守事項に反した場合は、契約を解除することができる。

9. 業務要員等

受託者は、業務の主任者のほか、受託業務に必要な要員を委託の期間従事させることとする。ただし、業務に携わる者は、医療事務に関し一定の教育を受け、診療報酬明細書点検業務に精通している者であれば、経験年数及び資格の有無は問わない。

10. 委託料の支払い

委託料の支払いは、9月業務完了後と3月業務完了後の年2回払いとする。

11. その他

- (1) 業務要員のための駐車場は、受託者側で準備し、受託者側の負担とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ決定するものとする。